

## 子どもの権利擁護の推進に関する要望書

国際連合が、世界人権宣言において、子どもは特別な保護及び援助についての権利を享有することを宣明してから、今年ちょうど 60 年目にあたります。

しかしながら、我が国の現状を見ると、子どもへの虐待は増加の一途をたどり、昨年度ついに全国で 4 万件を超えるなど、まさに危機的な状況にあると言えます。

児童虐待防止法改正により、子どもの保護に係る児童相談所の権限が強化され、さらに、里親制度の充実、施設内虐待防止を含む社会的養護の充実等を内容とする児童福祉法の改正が予定されています。

加えて、昨年 11 月の少年法改正により、重大事件に係る触法少年への支援に児童相談所の役割が、より重要となったところでもあります。

また、現在、国においては障害者自立支援法の見直しに向け検討が進められているところですが、障害のある子どもが社会的に自立するため、出産期、乳幼児期、就学期、学齢期、青年期と、すべてのライフステージを通じた一貫した支援が求められています。

子どもを守り育てることは社会の責務であり、とりわけ保護・援助を必要とする子どもへの支援は、国をあげて取り組む必要があることから、次の事項を国に要望します。

### 1 児童福祉法改正法案の早期成立について

虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実などを定めた児童福祉法改正法案を早期に成立するよう努め、成立した場合においては、円滑な施行が可能となるよう、十分な周知を行うこと。

### 2 児童相談所の体制強化について

- (1) 子どもへの個別支援を充実するため、児童心理司、看護師等の専門職員の配置基準を定め、必要な財政上の支援策を講じること。
- (2) 重大事件に係る触法少年が送致された場合の児童相談所の対応に関し、適切な体制整備を図ることができるよう必要な支援策を講じること。

### 3 児童養護施設の機能強化について

児童養護施設において、個々の児童の状況に応じた、よりきめ細やかな支援が可能となるよう、職員配置基準の見直しやそれに伴う財政上の支援策を講じること。

### 4 障害のある子どもへの一貫した支援体制の整備について

障害のある子どもに対し、ライフステージに応じ、かつ一貫性のある支援が継続的に確保されるよう、関係者間の情報の伝達と共有に必要な仕組みづくりなど、支援体制整備に向けた、具体的な取組を進めること。

平成20年 月 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様  
厚生労働大臣 舛添 要一 様

八都県市首脳会議

座長 横浜市 市長 中 田 宏  
埼玉県 知事 上 田 清 司  
千葉県 知事 堂 本 暁 子  
東京都 知事 石 原 慎 太 郎  
神奈川県 知事 松 沢 成 文  
川崎市 市長 阿 部 孝 夫  
千葉市 市長 鶴 岡 啓 一  
さいたま市 市長 相 川 宗 一